

別紙 評価表

項番	審査項目	提案依頼事項	審査の視点	配点	
1	事業目的の理解	貴社への業務委託により事業目的を達成できること、また、事業目的の達成のために、重視すべきポイントを記載すること。	事業目的達成にあたり、重視すべきポイントが示され、その内容が適切かどうか。	10	
2	事業内容	この業務への取組方針を記載すること。	業務に対する認識が適切かどうか。	5	
		伴走型による課題整理・情報収集の支援（仕様書5（1）ア） ソリューションの実装に向けた適切な情報収集・検討を支援するため、課題整理や解決策の検討から、ソリューションの調査・比較等の調達に向けて行う伴走型支援について、取組方針を記載してください。	解決策のアプローチが多岐にわたり、方向性の検討に継続的な議論を要する課題に対し、適切に検討を支援するとともに、最適なソリューションを提供できる企業を提案することが可能かどうか。	15	
	D X 展示会（仕様書5（1）イ）	県内 I C T 企業による行政ニーズの取り込みや自治体間における先進事例の共有・横展開を目的とする D X 展示会の実施に当たり、取組方針を記載してください。① D X 展示会のテーマを提案し、②そのテーマに合う出展企業（9社程度）を選び、③選定理由とともに記載してください。	D X 展示会開催に当たり、テーマに対する適切な企業とソリューションを選択できるか。 県内企業のほか、ベンチャー企業やスタートアップ企業が課題に応じて適宜含まれているか。	15	
	自由提案	要求仕様以外で有益と考えられる提案事項を記載すること。	要求仕様以外で有益な提案事項が含まれているか。（上限価格内での提案に限る）	5	
3	実施体制	委託業務の実施・運営体制を記載すること。	受託者として十分な実施体制を構築することができるか。 従事予定者は、業務遂行に必要な知識（デジタルソリューションの知識や業務改善のノウハウ等）を有しているか。	15	
4	実施適正	類似業務の受託実績	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載すること。	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載されているか。	10
5	費用対効果	見積書	見積金額及び費用内訳を記載すること。	得点 = $\{1 - (\text{見積額} / \text{予算上限額})\} \times 10$ 点	10
6	その他	女性の活躍推進	女性の活躍推進に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	女性の活躍推進に関する取組を行っているか。（下記、「○女性の活躍推進による配点表」を参照の上、県が示す書類を提出すること）	5
7	その他	賃金水準の向上	賃金水準の向上に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	賃金水準の向上に関する取組を行っているか。（下記、「○賃金水準の向上による配点表」を参照の上、県が示す書類を提出すること）	5
8	その他	県内情報関連産業の振興	県内に本社、支社、事業所等の拠点を有し、拠点に所属する従業員の本業務への従事について、記載すること。	県内に本社、支社、事業所等の拠点を有し、拠点に所属する従業員の本業務への従事が認められるか。 （※本社、支社、事業所等の拠点を有することは、企画提案競技時に提出を求める企画提案書により判断する。 ※県内拠点の従業員の本業務への従事は、企画提案書に実施体制の明記を求め、実施体制の内容で判断する。）	5
合計				100	

○賃金水準の向上による配点表

役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	2	最大 5
	2.00%以上	3	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

<提出書類及び確認方法は次のとおり>

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(写し可)	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(写し可)
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

ア「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分

「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

イ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分

「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

エ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

○女性の活躍推進による配点表

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2		ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰 ※3			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

<提出書類及び確認方法は次のとおり>

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)